

## 大規模災害発生時における相互支援協定書

京都府と株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（以下、「参加金融機関」という。）は、京都 BCP 行動指針の趣旨に則り、災害時金融機能の維持・構築のため、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害等の危機事象時において、相互に協力することで、京都府内の金融機能を維持または早期復旧することにより、京都の活力を維持・確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 大規模広域災害等とは、地震、風水害等の大規模な自然災害や、事故、テロ等を要因として、金融機関の店舗等に重大な支障を及ぼし、京都府内の金融機能の維持に重大な支障を及ぼす災害をいう。

### （京都府と参加金融機関の連携）

第3条 参加金融機関は京都府と連携し、京都府民等への情報提供に努めるとともに、円滑な現金の払戻し等、金融機関としての重要業務を継続することにより、京都の活力の維持・確保に努めるものとする。

### （相互支援内容）

第4条 相互支援項目は、次のとおりとする。なお、支援は、参加金融機関が対応可能な範囲において実施に努めるものとし、京都府は行政として対応可能な範囲で支援を行うものとする。

- （1） 参加金融機関間における支援物資の提供
- （2） 行職員が業務中に被災した場合の相互支援
- （3） 仮設店舗の共同運営
- （4） メール便の共同運行
- （5） その他必要な支援

### （相互支援開始基準）

第5条 相互支援に関しては、大規模広域災害時において参加金融機関のうち一金融機関でも支援要請のあった場合、または、支援要請まで至らなくとも、各金融機関が連携して行動した方が望ましいと判断した場合に開始する。

(平時の連携)

第6条 京都府及び参加金融機関は、大規模災害発生時の相互支援を円滑に行うため、平時から連携して次に掲げる取り組みを行う。

(1) 連絡体制の整備、維持

京都府及び全参加金融機関は連絡窓口一覧を作成する。京都府及び参加金融機関は、連絡窓口に変更があった場合、変更内容を幹事行庫に遅滞なく通知する。

(2) 相互支援の実効性向上に向けた共同訓練の実施及び対応力強化

(3) 京都府及び参加金融機関の業務継続担当者等による情報交換

(秘密保持)

第7条 京都府及び参加金融機関は、本協定における相互支援及び平時の連携において知り得たお互いの業務に関する情報を、相手方の許可なく第三者に開示、漏洩または使用してはならない。

ただし、法令等により開示が必要である場合、及び、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報は除く。

(1) 相手方から情報を受ける前に既に保有していたもの。

(2) 相手方から情報を受ける前に既に公知となっているもの。

(3) 相手方から情報を受けた後に互いの責によらず公知となったもの。

(4) 相手方から情報を受けた後に正当な権限を有する第三者から入手したもの。

なお、京都府及び参加金融機関は、本協定が効力を失った後も、本条項に基づく秘密保持の義務を負う。

(他の相互協定との関係)

第8条 本協定は、京都府及び参加金融機関が第三者との間で締結する災害時等の相互支援に関する協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了日までに京都府及び参加金融機関から特段の意思表示がない場合には、更に1年間効力を延長させるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定の改廃、及び本協定に定めない事項または本協定の解釈に関して疑義が生じた場合には、京都府及び参加金融機関は誠実に協議して、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、京都府及び参加金融機関が各1通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

京 都 府

知 事 山田 啓二

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地  
株式会社 京都銀行  
取締役頭取 土井 伸宏

京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7 番地  
京都信用金庫  
理 事 長 増田 寿幸

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 9 1 番地  
京都中央信用金庫  
理 事 長 白波瀬 誠

京都府宮津市字鶴賀 2 0 5 4 番地の 1  
京都北都信用金庫  
理 事 長 森屋 松吉